



けんぽ通信



2022年12月号
発行：全国健康保険協会新潟支部
編集：企画総務グループ
発行日：令和4年12月10日

医療機関への適正な受診をお願いします

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診する際には、以下のことに留意しましょう。

平日の昼間に受診する

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。



はしご受診はしない

同じ病気で複数の医療機関を受診する(はしご受診)は、控えましょう。医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

かかりつけ医を持つ

かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。



薬の相談は専門家に

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。

出典：医療機関への受診にあたって(厚生労働省HP)

年末年始の営業について

協会けんぽ新潟支部および県内3か所(長岡・上越・三条)の年金事務所内の出張窓口について、年末年始は以下の通りの営業となります。なお、年金事務所内出張窓口の休業日はホームページでも随時更新中です。

12/28(水)	12/29(木)~1/3(火)	1/4(水)
年内最終営業日	お休みさせていただきます	営業開始



- 申請書類は、協会けんぽのホームページからダウンロードが可能です。
- 年金事務所内出張窓口の休業日はホームページにて随時更新中です。
- 年末年始の休業日前後は、窓口が大変混み合うことが予想されます。各種申請手続きは、お早めにお手続きをお願いいたします。



協会けんぽ 新潟

検索

スマートフォンから!



〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL 025-242-0260(代表)

※この広報誌は協会けんぽにご加入の事業所様以外にも情報提供としてお送りしています。

「医療費のお知らせ」をお送りいたします

対象

主に令和3年10月から令和4年9月までの間に医療機関等に受診された医療費分

送付時期

令和5年1月下旬から順次、**事業所様あてに**
お送りいたします

● 事業主様へのお願い ●

「医療費のお知らせ」は被保険者様ごとに封筒に入っております。**開封しないで**被保険者様にそのままお渡しください。

POINT

平成29年分の確定申告から「医療費のお知らせ」は
医療費控除の申告手続きに使用可能となっています。

「医療費のお知らせに記載されていない医療費分」や「令和4年10月から12月診療分の医療費」については、医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付する必要があります。
また、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

Q 直接被保険者あてではなく、事業所に送付するのはなぜでしょうか？

A

直接被保険者様に郵送する方式に変更した場合、およそ10倍の郵送料が見込まれるため、各事業所へ被保険者様への配布をお願いしております。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

Q 「医療費のお知らせ」が届いていない従業員がいるのはなぜでしょうか？

A

「医療費のお知らせ」は、主に令和3年10月から令和4年9月までの間に医療機関へ受診された分が記載されていますが、対象期間中に未受診であったり、お知らせの対象とはならない受診（請求の内容を審査中）等については作成されません。医療費通知は、対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

Q 10月から12月に受診した医療費が医療費通知に記載されていないのはなぜでしょうか？

A

医療費通知の作成には、医療機関から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要となりますが、受診月から協会けんぽに届くまでに3ヶ月以上かかります。2月の確定申告時期に医療費通知をご利用いただくため、9月分までとさせていただきます。

Q 退職した従業員の「医療費のお知らせ」が届いているのはなぜでしょうか？

A

「医療費のお知らせ」は、データ抽出日（令和4年12月上旬）の記録に基づき作成しており、その後、退職等の入力処理が行われた分は送付されることになります。恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて当支部までご返送をお願いいたします。



確定申告(医療費控除)に関しては
国税庁のホームページまたは管轄の**税務署**にてご確認ください。

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせは協会けんぽへお願いします。

●お問い合わせ先 025-242-0263(レセプトグループ)

新潟支部
presents!

FM77.5
HIGHWAY
毎週土曜
14:55~
ON AIR

ラジオドラマ「KEN'S ぽっカフェレイク」放送中!

毎週土曜の屋下がり、健康オタクのケンさんがふらりと開くキッチンカーで勝手に始まる健康バナシ。健康に悩む動き盛りのお客さんと看板娘のコーコと一緒に飲み物片手に聞いてみて!

